## 仕様書

- 1 件 名 世田谷区たまがわ花火大会に伴う導線監視システム及び 会場内外音響放送システムの運用委託
- 2 契約期間 契約締結日から令和7年10月 日まで
- 3 花火大会開催日時

令和7年10月 日 (土) 18:00~19:00 (打上時間)

- 4 履行場所 世田谷区立二子玉川緑地運動場一帯、二子玉川駅周辺、宇奈根会場 及び川崎市平瀬川会場
- 5 履行内容

世田谷区たまがわ花火大会(以下「花火大会」)の開催にあたり、花火大会会場及び会場周辺の導線上の重要箇所に監視カメラを設置し、撮影した映像を指定のモニターにリアルタイムで表示する「導線監視システム」及び緊急時に会場内外の音響設置箇所より一斉放送を行える「会場内外音響放送システム」を設置し、それらを用いて来場者の安全を確保するための環境を整えてシステムを適切に運用し、花火大会終了後に会場内外から来場者が帰宅し安全が確認された後、速やかにそれらのシステムの撤去を行うこと。

詳細は、以下のとおりとする。

#### (1) 設営及び当日の運用

i 作業期間

令和7年 月 日(月)作業開始

- ※渋谷区二子玉川区民運動施設は 月 日 (火) 午前10時から
- ①放送設備準備 令和7年10月 日(金)午後5時まで

※各地点の音声レベルの微調整も済ませておくこと。

- ②その他機材設置 令和7年10月 日(土)正午まで
- ③システム運用 令和7年10月 日(土)正午~午後10時まで
- ii 作業内容
  - (ア) 導線監視システム
  - ①監視カメラの設置
    - a 「図1 監視カメラ設置図」に記した場所に監視カメラを設置する こと。設置にあたっては、花火大会来場者の混雑状況を広範囲に 渡り把握できるようにすること。
    - b 警察からの指示等、状況の変化にすばやく対応できるようにしてお

くこと。

- c 監視カメラの設置場所については「図2 導線図」を参考にしながら、必要に応じて設置場所の変更等の提案を行うこと。
- d デジタル回線を用いて映像伝送をする場合、回線契約に伴う手続 きは受託者で行うこと。
- e 映像配信の受信が必要なものは、事前に受信環境の確認を行い、 対応できるようにすること。

## ②監視用モニターの設置

- f 実施本部に2台、吉沢本部・兵庫島本部・平瀬川本部及び二子玉川駅前テント内に1台ずつモニターを設置すること。
- g モニターの映像は「図3 モニター画像配置図」及び「モニター 写真」を参考にすること。
- h 警察からの指示等により、状況に応じてモニターの映像を他の位置の映像に変更することがあるため、対応できるようにしておくこと。
- i モニター表示した映像をDVD等に録画し、履行期間内に本件担当課へ2部提出すること。その際に、撮影場所・時間の表示を入れること。

## ③記録用カメラの設置

j 「図6 記録用カメラ設置図」のとおり、本部テントの後ろ階段上 に設置すること。

## (イ)会場音響システム

- ①「図4 音響設置図」のとおり、音響機材等を設置すること。
- ②会場内では、実施本部から割り込みして一斉放送をできるようにする こと。
- ③花火打ち上げ時の花火業者と司会が音楽やナレーションを流す為の機材を「図5 ステージ本部周辺図」のテント内に用意すること。
- ④FMせたがやが生放送用にステージ等の音源を共有するため「図5 ステージ本部周辺図」のテント内から音響機材へのケーブル接続先を確保すること。
- ⑤音響システムの設置場所については、適宜見直しを検討し、改善を図ること。特に、有料観覧席内については、観客のどの位置からも満遍なく均等に音が聞こえるよう工夫を図ること。
- ⑥専用回線を用いて音響伝送をする場合、回線契約に伴う手続きは受託 者で行うこと。

(ウ) 気象情報 Web システム (ライトニングステーション) 当日の気象情報を確認できるよう事業者と調整を行い、確認機材と操作 マニュアル1冊を用意すること。

#### (エ) その他

- ①雨天時にも対応できるよう、それぞれの機材に防水対策を施しておく こと。
- ②急な状況の変化に対応できるよう、システム運用時間中は各機材に技 術者をそれぞれ待機させ、本部からの指示を常に受けられる態勢を整 えておくこと。
- ③事前の花火大会関連業者の現場説明会に参加すること(日時は別途指示する)。
- ④システム運用に要する電源及びそれに要する燃料は、区が別途用意する。
- ⑤設営前・設置中・撤去後の様子を撮影し、電子媒体(CD-R等)に して履行期間内に本件担当課へ2部提出すること。
- ⑥会場内ステージより花火の打上げの様子を撮影し、撮影した映像をD VD等にして履行期間内に本件担当課へ2部提出すること。
- ⑦会場内ステージイベントの様子を撮影し、撮影した映像をDVD等に して履行期間内に本件担当課へ2部提出すること。

## (2) 撤去

令和7年10月 日(土)午後10時~10月 日(日)午後5時まで (当日の状況により、撤去時間を変更する事がある。担当課と協議すること。) ※渋谷区二子玉川区民運動施設を優先的に撤去すること

#### 6 検査方法

- (1) 結果報告及び来年度への課題等をまとめた報告書を契約期間内に本件担当 課へ2冊提出する。
- (2) 作業完了後、履行場所において区が検査を実施する。
- 7 支払方法 検査合格後、請求に基づき一括で支払う。

#### 8 中止の場合の支払い

雨天の場合でも原則として決行するが、荒天等で止むを得ず中止する場合は、本件担当課から受託者に対し中止の連絡を行った日に応じて、次表の通りキャンセル料を支払う。(1円未満の端数は切り捨てる。)この場合、検査は行わない。

担当課から中止の連絡を行った日

支払い率(契約金額に対する率)

月	日	以前		15%
月	日~	月	日	20%
月	日~	月	日	3 0 %
月	日~	月	日	6 0 %
月	日			90%
月	日以降			1 0 0 %

## 9 その他

- (1) 会場設営・電気配線(照明)等については、別途区及び世田谷区たまがわ花 火大会が契約する事業者が行うので、同事業者と打ち合わせを行い、設営に 支障のないようにすること。
- (2) 設営及び撤去の際には、運動場利用者、花火大会来場者及び工作物等に注意し、事故及びトラブル等のないように注意すること。
- (3) 搬入車両は、4トン車までとする。
- (4) 別途指定場所から会場内への出入りをすること。
  - ※会場内に水道管・光ケーブル等が埋設されているため、特に指定した場所 以外については、採掘・パイプ打ち・車両通行を禁止とする。また、設営・ 撤去時は十分注意し、特にグランド内は車両の通行は指定した車両以外は 一切通行禁止とする。事故の場合は受託者によって対応すること。
- (5) 会場への出入りの際は、その都度車止めを開錠・施錠し、一般の車両が進入しないよう配慮すること。
- (6) 車両で会場内に入場する際は、事前に配布する通行証をフロントガラスに掲示すること。
- (7) 会場内を車両で移動する際は、ハザードランプを点灯し、時速10km以下で 走行すること。また、会場内では運動場内及び芝が生えている場所への通行 を原則禁止とするが、止むを得ず通行が必要な場合は、事前に担当課と協議 し、コンパネ等を使用する等の対応を講じること。
- (8) 大会当日は、花火打上警戒線内の立入を禁止とするため、会場内の車両通行については担当課と協議し、十分に注意すること。
- (9) 川崎市側の設営及び撤去については、マラソンコース等を傷めないように注意して作業・通行すること。
- (10) 釘・針金・鋲等を使用する際は設営時に落とした際もすぐに拾い、作業終了 時・撤去時は完全に除去すること。
- (11) 受託者は設営・撤去に関して、花火大会会場に現場責任者を配置すること。 また、現場責任者には担当課と協議・調整を行わせ、会場における設営・撤 去を速やかに履行できるように指揮を行わせること。
- (12) 設営・撤去において事故、損害が発生した場合は受託者の責任において対応 すること。

- (13) 電子媒体(CD-R・DVD等)を提出する際は、最新のウイルス対策ソフトによるチェックを行い、異常のないものの媒体の表面に直接、記録されている内容がわかるように表題、ウイルス対策使用ソフト名及びバージョンを付すこと。
- (14) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を参照すること。
- (15) 詳細については、担当課と協議すること。
- 10 担 当 砧総合支所地域振興課地域振興・防災担当

(所在地:世田谷区成城6-2-1 世田谷区役所砧総合支所内) 連絡先 電話 (03)3482-2169

## 個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

#### (秘密保持義務)

1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

## (書面主義の原則)

2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

## (管理体制等の通知)

- 3 受託者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を委託者に提出しなければな らない。
- (1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準
- (2) 以下の内容を含む従事者名簿
  - ① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割
  - ② 委託業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所
  - ③ 緊急連絡先一覧
- (3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書

## (再委託の禁止)

4 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)にも、この契約を遵守させなければならない。

#### (目的外使用及び外部提供の禁止)

5 受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、 第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

- 6 受託者は、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- 7 委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該 複写物又は複製物を利用できないよう処分又は委託者へ提出しなければならない。

## (安全管理措置の実施)

- 8 受託者は、委託業務において、委託者に提出した個人情報保護に関する社内規 程又は基準を遵守しなければならない。
- 9 受託者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。
- 10 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)の事故を防止しなければならない。

## (委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

11 受託者は、委託業務が終了したときは、直ちに、委託業務に使用した個人情報 の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。

## (委託業務の報告)

12 受託者は、委託者に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

## (監査、施設への立入検査の受入れ)

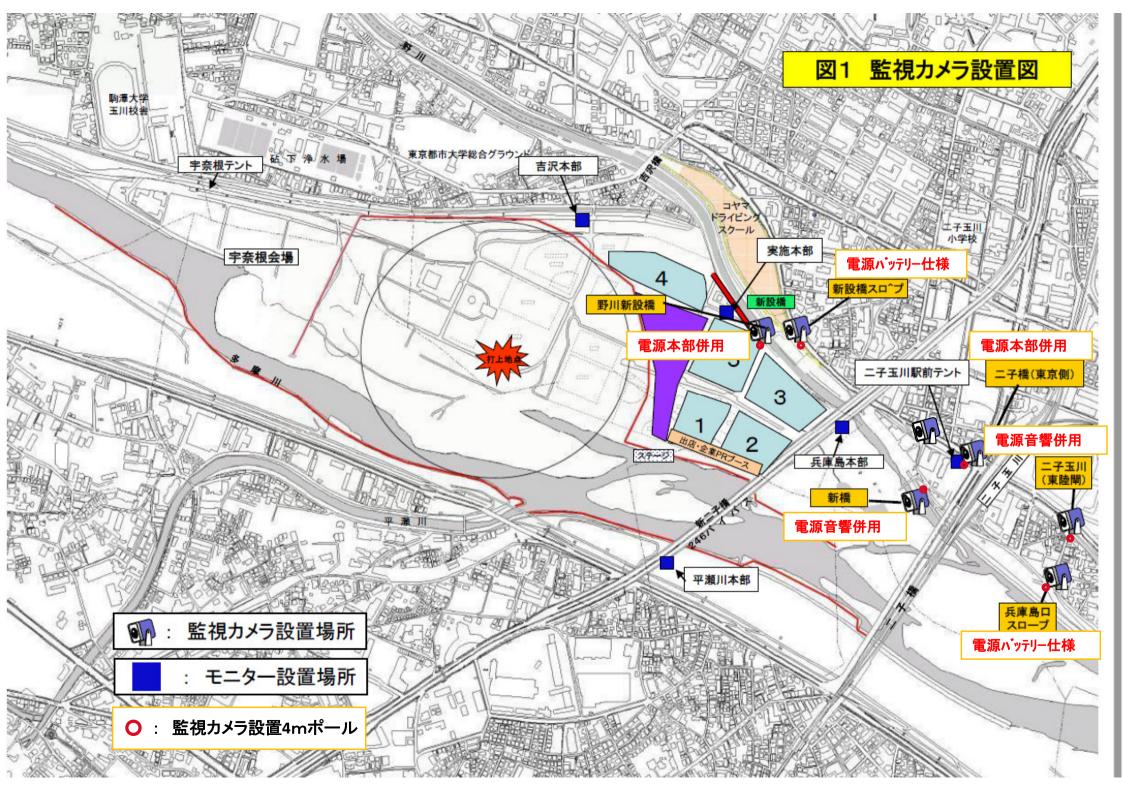
- 13 受託者は、委託者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。
- 14 受託者は、委託者が必要とする場合は、業務執行場所へ委託者の職員の立入りを認めるものとする。

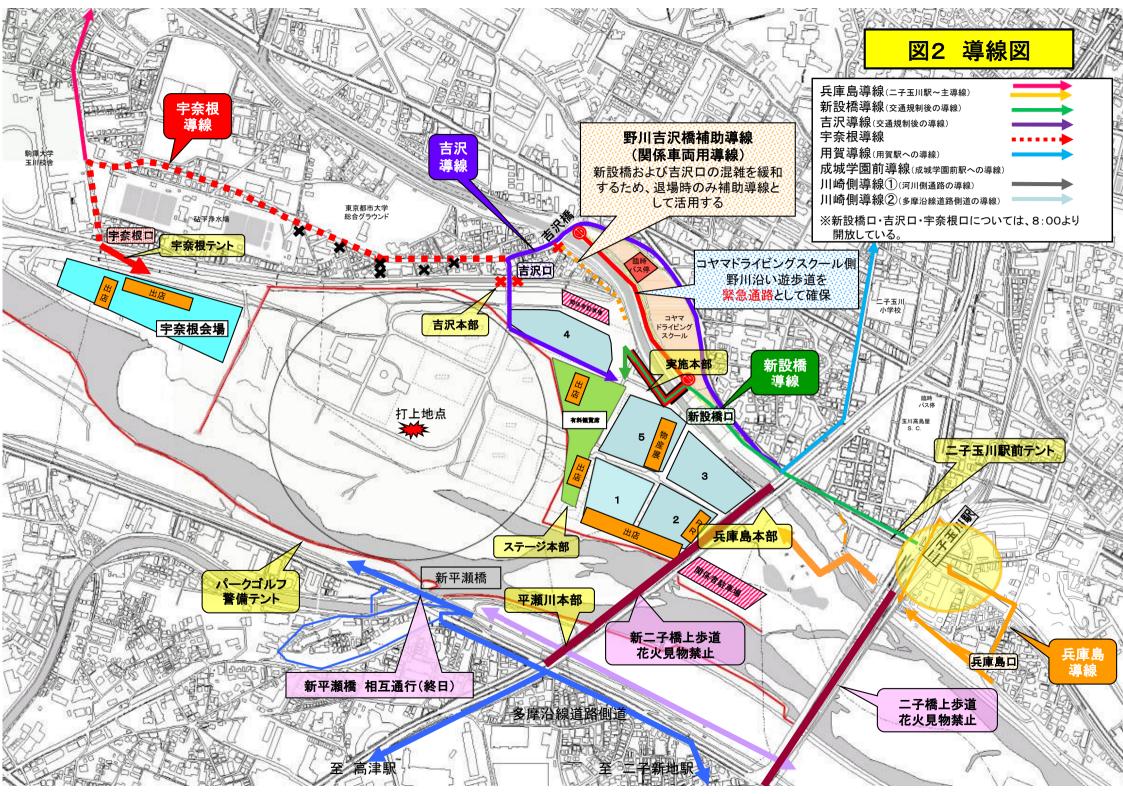
#### (個人情報の漏えい等の対応)

15 受託者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれが あるときには直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況につい て書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

## (契約解除及び損害賠償)

16 受託者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、委託者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、委託者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。





## ●16分割画面(世田谷区)

⑤ 二子橋 (東京側)	⑥ 新橋	9 兵庫島ロ スロープ	※①~③ 二子玉川駅 (数秒おきに 画像切替)
④ 二子玉川 (土手)	① 二子玉川 公園横	⑦ 野川新設橋	8 新設橋 スロ <b>ー</b> プ
① 上野毛駅	⑫ 上野毛 交差点	⑭ 二子新地駅 (改札)	⑩ 多摩堤通り (二子駅前)

## ▲16分割画面(川崎市)

※①~③ 二子玉川駅 (数秒おきに 画像切替)	④ 二子玉川 (土手)	① 二子玉川 公園横	① 二子新地駅 (改札)
⑮ 二子橋 (川崎側)	⑫ 上野毛 交差点	⑥ 菅原 マンション	⑪ 諏訪交差点
① 上野毛駅 (改札·ホーム)	⑱ 北見方 交差点	⑲ 高津交差点	⑩ 北見方第三 下交差点

## カメラ設置場所

- ① 二子玉川駅(コンコース)
- ② 二子玉川駅(上りホーム)
- ③ 二子玉川駅(下りホーム)
- ④ 二子玉川(土手)
- ⑤ 二子橋(東京側)
- 6 新橋
- ⑦ 野川新設橋
- ⑧ 新設橋スロープ
- ⑨ 兵庫島ロスロープ
- ⑩ 多摩堤通り(二子玉川駅前)
- ① 二子玉川公園横
- 12) 上野毛交差点
- ③ 上野毛駅(改札・ホーム)
- (14) 二子新地駅(改札)
- ⑤ 二子橋(川崎側)
- 16 菅原マンション
- ⑪ 諏訪交差点
- 18 北見方交差点
- (19) 高津交差点
- 20 北見方第三京浜下交差点

# 図3 モニター画面配置図

## モニター設置場所

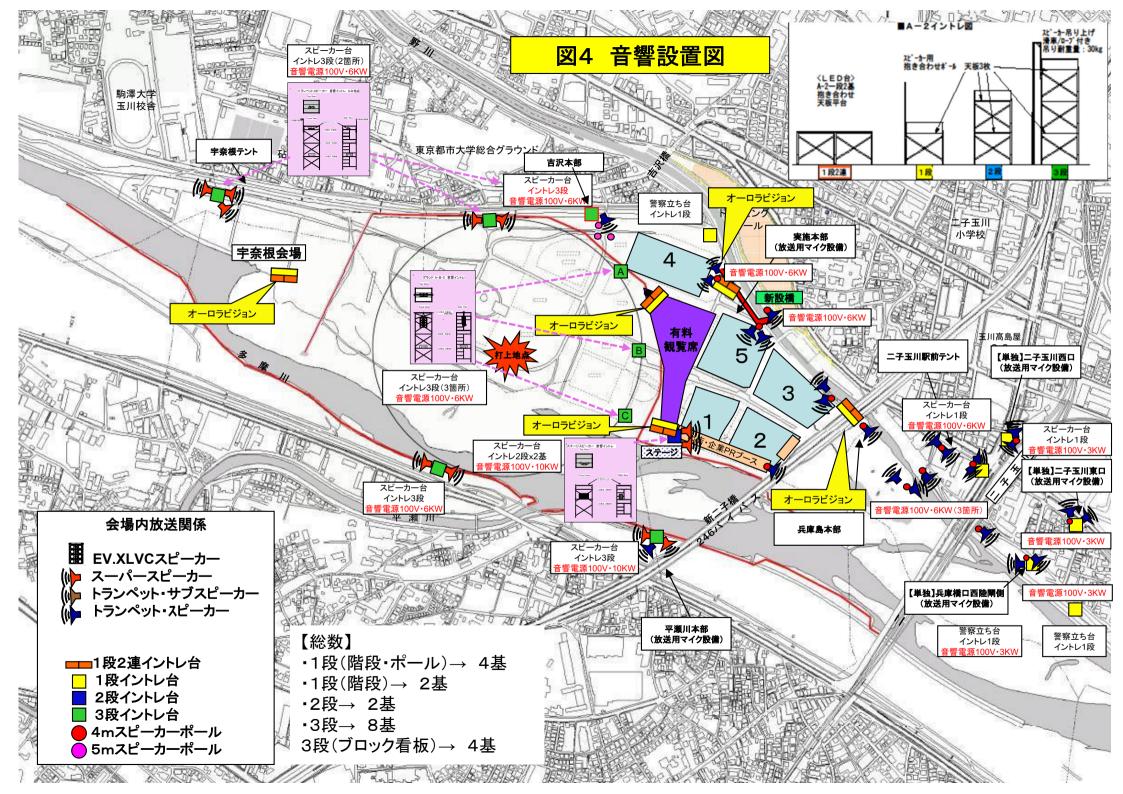
- ★2 実施本部(区テント、警察テントに1台ずつ)
- ▲×1 実施本部※
- ●×1 吉沢本部※
- ●×1 兵庫島本部※
- ▲×1 平瀬川本部※
- ●×1 二子玉川駅前テント※

※警察テントのうち、 最も区テントに近い場所に設置

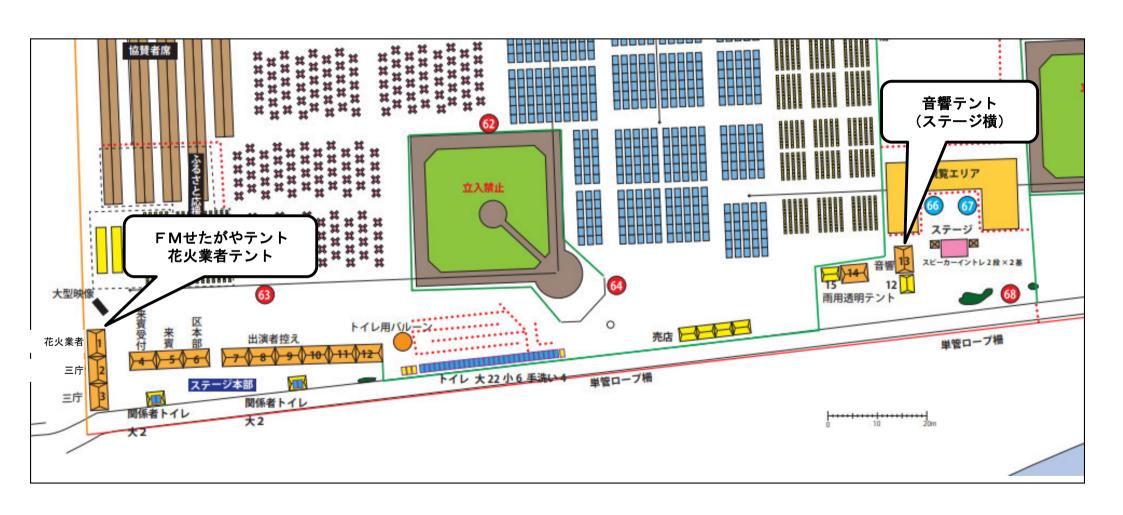
※①~⑨は世田谷区が、⑩~⑯は川崎 市が設置し、映像配信を受ける。

■■■ は東急電鉄所有の監視カメラ映像を借用予定。





# 図5 ステージ本部周辺図



# 図6 記録用カメラ設置図

